

大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、河川等による障害又は低地等立地条件により、汚水を公共下水道へ自然流下によって直接排除することが困難な地区において、既設のくみ取り便所の水洗化等のため自家用汚水ポンプ施設を設置し、又は既存の自家用汚水ポンプ施設を更新しようとする者に対し、その費用の一部を補助することにより、水洗化の普及促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。ただし、特に公営企業管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 新設の場合

ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域内で将来の下水道計画によって汚水を公共下水道へ自然流下によって直接排除することが困難な地区にくみ取り便所（污水管が浄化槽に連結した水洗便所を含む。）の設けられた住居用の建築物を所有し、又は賃借している者（法人及びこれに準ずる者を除く。）であること。

イ 前号のくみ取り便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造するため、ポンプ施設を設置しようとする者（建物を改築する際に行う者を含む。）であること。この場合において、同号の建築物の賃借人にあつては、当該改造について当該所有者の同意を得ていること。

ウ ポンプ施設及びポンプ施設に連結する排水設備（以下「ポンプ施設等」という。）を設置しようとする土地の所有権又はその他の権利を有する者がこの要綱によるポンプ施設等の設置について承諾していること。

エ 市税及び下水道事業受益者負担金を完納している者であること。

(2) 更新の場合

既設の自家用汚水ポンプ施設（その新設の際にこの要綱による補助金の交付を受けたもの又はその新設の際に申請をしたならばこの要綱による補助金の交付を受けることができたもので、設置又は更新後8年以上経過したものに限る。）の所有者又は使用者（法人及びこれに準ずる者を除く。）で、市税及び下水道事業受益者負担金並びに下水道使用料を完納している者であること。

(補助事業)

第3条 この要綱による大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金の交付対象となる工事（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 新設の場合

圧送管、汚水槽及び汚水ポンプの設置工事並びにポンプ施設に連結する各戸敷地内最終汚水ますまでの排水設備工事及び現形復旧に係る工事とする。ただし、電気の引き込み工事は除く。

(2) 更新の場合

汚水槽、汚水ポンプ施設の更新及び現形復旧に係る工事とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱による大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新設の場合

公営企業管理者が認める補助事業に係る費用の全額とする。

(2) 更新の場合

公営企業管理者が認める更新に要する工事費に100分の80を乗じて得た額とする。

ただし、その額が1万円未満であるときは、補助を行わない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付申請書（様式第1号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 新設の場合

ア 位置図

イ 平面図

ウ 縦横断面図

エ 汚水槽及び汚水ポンプ施設の構造図

オ 汚水槽及び汚水ポンプ施設能力算定資料

カ 工事見積書の写し

キ 完納証明書

ク 土地使用承諾書の写し

ケ 大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付申請者名簿（複数戸の更新の場合）

コ 補助金の請求及び受領に関する委任状（複数戸の更新の場合）

サ その他公営企業管理者が必要と認める書類

(2) 更新の場合

ア 位置図

イ 汚水槽及び汚水ポンプ施設の構造図

ウ 汚水槽及び汚水ポンプ施設能力算定資料

エ 工事見積書の写し

オ 完納証明書

カ 大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付申請者名簿

(決定の通知)

第6条 公営企業管理者は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金の交付の申請をした者（以下「交付申請者」という。）に大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 公営企業管理者は、補助金の交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を交付申請者に大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 公営企業管理者は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要性が生じたときは補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 公営企業管理者が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 公営企業管理者は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

5 公営企業管理者は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を補助事業者到大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により通知するものとする

(補助事業の施工)

第8条 補助事業者は、補助事業を大津市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に施工させなければならない。

(補助事業等の内容の変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定について、次に掲げる変更等を行う場合は、当該各号に定める様式で、公営企業管理者宛に申請を行い、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、公営企業管理者の定める軽微な変更を除く。）をする場合 大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助事業変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 補助事業を中止する場合 大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）
- (3) 補助事業に要する経費の配分の変更（公営企業管理者の定める軽微な変更を除く。）をする場合 大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助事業変更承認申請書（様式第6号）

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 新設の場合
 - ア 変更図面・変更設計書等
 - イ 変更（中止）理由書
 - ウ 工事見積書（変更）の写し
 - エ その他公営企業管理者が必要と認める書類
- (2) 更新の場合
 - ア 変更（中止）理由書
 - イ 工事見積書（変更）の写し
 - ウ その他公営企業管理者が必要と認める書類

（承認通知）

第10条 前条第1項第1号若しくは第3号の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の内容の変更等を承認したとき又は承認しないことを決定したときは、速やかに、それぞれ当該承認の申請をした補助事業者に、大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 前条第1項第2号の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止若しくは廃止する事を承認したとき又は承認しないことを決定したときは、速やかに、それぞれ当該承認の申請をした補助事業者に、大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）若しくは大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助事業実績報告書

(様式第12号)を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

自家用汚水ポンプ施設設置等完了届(様式第12号の2)

工事写真

3 当該実績報告書等の書類の審査及び検査を受けなければならない。

4 公営企業管理者は、第1項の規定による実績報告を受けた場合において、前項の規定による審査又は検査等の結果、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 公営企業管理者は、前条の規定による書類の審査及び検査の結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金確定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付請求書(様式第14号)を公営企業管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第14条 公営企業管理者は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他法令等又はこれに基づく公営企業管理者の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 公営企業管理者は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を補助事業者到大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 公営企業管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関しすでに、補助金が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合においてすでにその額を超える補助金が交付され

ているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金返還通知書（様式第16号）により命ずるものとする。

（延滞金）

第16条 補助事業者は、第14条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

2 公営企業管理者は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（補助事業の維持管理等）

第17条 補助事業完了後、ポンプ施設等の維持管理については補助事業者が行うものとする。

2 補助事業者以外の者から新たにポンプ施設等の利用の申し出があったときは、補助事業者は正当な理由のない限り拒むことができない。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の施行日の前に廃止した大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付要綱（平成19年7月10日制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市公営企業管理者

申請者 住所 _____

氏名 _____

（複数戸対象の場合は、代表者名）

大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助金要綱第5条の規定により、大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業
補助事業の目的及び内容	自家用污水ポンプ施設の <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 更新
工事の場所	大津市
既設便所の状況	くみ取り便所 件 ・ 浄化槽 件
家屋所有者	
ポンプ施設等を必要とする理由	自然流下による污水の公共下水道への排除が困難な為
指定工事店	
補助事業の経費所要額	円
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日	着手 年 月 日
及び完了予定年月日	完了 年 月 日
添付書類	裏面のとおり

大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市公営企業管理者

住所
申請者
氏名
（複数戸対象の場合は、代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業の変更の承認について、大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業
工 事 の 場 所	大津市
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 変更図書・変更設計書等（新設の場合） (2) 変更（中止）理由書 (3) 工事見積書（変更） (4) その他公営企業管理者が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市公営企業管理者

住所
申請者
氏名
（複数戸対象の場合は、代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業
工 事 の 場 所	大津市
補助事業の中止（廃止）の内容	
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 廃止（中止）理由書 (2) その他公営企業管理者が必要と認める書類

大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住所
補助事業者
氏名
(複数戸対象の場合は、代表者名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業の実績について、大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助金要綱第 11 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
工 事 の 場 所	大津市
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	1 自家用污水ポンプ施設設置等完了届 2 工事写真 3 補助事業の経費の支出に係る領収書の写し

自家用汚水ポンプ施設設置等完了届

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住所
申請者
氏名
(複数戸対象の場合は、代表者名)

大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により届けます。

工 事 の 場 所	大津市
完 了 年 月 日	年 月 日
指 定 工 事 店	

※ 以下の欄は記入しないこと。

検 査 合 格 日	年 月 日		
検 査 員		立 会 人	

上記補助工事について、検査の結果、設計図書とおり工事を完了し、合格したことを認めます。

年 月 日

課長

Ⓢ

大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住所

申請者

氏名

印

(複数戸対象の場合は、代表者名)

年 月 日付け 第 号で交付の確定のあった大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助金について、大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助金要綱第 13 条の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市自家用污水ポンプ施設設置等補助事業		
交 付 確 定 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通・当座	
	(フリガナ) 口 座 名 義		
添 付 書 類			